

障害児支援の見直しに関する 検討会報告書の概要

障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

<見直しの4つの基本的視点>

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関わられるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、さらに検討が必要
 - (第1案) 市町村。(この場合児童養護施設等への入所と実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第2案) 措置は都道府県、契約は市町村。(この場合、措置と契約で実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第3案) 当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

発達障害者施策推進の 今後の対応の方向性について (案)

- 1 基本的考え方

- 2 今後の対応の方向性（案）
 - （1）支援手法の開発
 - （2）人材の育成
 - （3）地域支援体制の整備
 - （4）情報提供・普及啓発

1 基本的考え方

「（資料3）3 発達障害者支援における課題として考えられる事項」に基づき、今後の発達障害者支援施策については、以下の方向性で取り組んでいくことが考えられるのではないか。

なお、障害の早期発見・早期対応策、ライフステージを通じた相談支援の方策、家族支援の方策等、障害児支援と共通する対応については、「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書に基づいて対応を講ずることとし、ここでは同報告書に盛り込まれていない発達障害特有の対応策について検討を行うこととする。

2 今後の対応の方向性（案）

（1）支援手法の開発

【基本的考え方】

○発達障害者については、当事者や家族の状況やニーズが個々様々であることから、一般施策を含めて様々な種類の支援をきめ細かく提供できるように支援手法の充実を図る必要がある。

○また、支援手法についてこれまで十分に検討されていない分野（発達障害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身が問題の解決を図るための方法等）についても、随時開発を行う必要がある。

【対応の方向性】

○そのためには、支援手法の開発の状況を踏まえ、客観的に検証された発達障害者に関する支援手法を整備し、普及することとしてはどうか。

○また、発達障害の青年期・成人期における生活支援については支援モデルが十分開発されていないため、支援モデルを重点的に開発することとしてはどうか。

(2) 人材の育成

【基本的考え方】

- 発達障害の支援に関する人材の養成・研修は各機関で取り組まれているが、その内容の統一性、研修成果の活用はまだ十分ではないことから、全体としての構想を明確にした上で、標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成していくための研修、研修後の人材活用を推進する必要がある。
- また、発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを充実させること、家族同士が問題の解決を図ることができるようにすることが必要である。

【対応の方向性】

- そのためには、発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、それぞれが行う研修に利用することとしてはどうか。
- 診断基準や支援手法の開発の状況をふまえ、発達障害の診断や診療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修の実施に取り組む。また、発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カウンセリングを行い、当事者や家族による問題解決を支援する、いわゆるペアレントメンター（ボランティア）の養成を行うこととしてはどうか。

(3) 地域支援体制の整備

【基本的考え方】

- 発達障害者について、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であるが、途切れなく当事者や家族を支援していくためには、どのような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催が必要になっている。
- また、直接処遇職員に対して専門機関が行うバックアップ体制の整備、発達障害のアセスメントを行う機能の強化が必要である。
- 更に、発達障害者への就労支援については開発された支援モデルに基づくプログラムの普及が始まっており、強化していくことが必要である。

【対応の方向性】

- そのためには、発達障害支援体制整備事業において取り組まれている市町村等の個別の支援計画作成状況を調査し、必要に応じて発達障害者支援センター職員が市町村の担当部署に対して発達障害者の個別の支援計画作成と実施に対するサポートを行うこととしてはどうか。
- また、発達障害者支援センターについては、各都道府県等の整備状況をふまえながら、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関として、機能強化を図ることとしてはどうか。
- さらに、国の就労支援については、ハローワークの体制を強化させるとともに、障害者職業総合センターで開発された技法により、地域障害者職業センターで試行実施されている「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施に向けた障害者職業カウンセラーの増配等の体制整備を行うこととしてはどうか。

(4) 情報提供・普及啓発

【基本的考え方】

○発達障害についての誤解や偏見から支援に結びつかない場合があること、発達障害の相談窓口の情報周知が不十分なため相談につながっていない場合があること、発達障害についての信頼のおける支援手法の判断が専門家以外では難しいこと等の課題があることから、受け手に合わせた様々な方法を用いた信用のおける情報の提供が必要である。

【対応の方向性】

○そのためには、受け手に合わせた様々な方法を用いて、信用のおける情報提供体制を確立するために、現在の発達障害情報センターの機能を強化するとともに、文部科学省の発達障害教育情報センターと緊密に連携を図りながら、必要な情報の収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図ることとしてはどうか。